

こども・子育て分野における生成A I 利用実証団体公募要領

1 事業の趣旨

地方公共団体や保育施設等の子育て関連事業者等がこども・子育て分野の業務において生成 A I 利用等を適切に進められるよう、こども・子育て分野における生成 A I 利用等の実証事業等を実施し、効果や課題、留意点等をまとめたガイドラインを作成する。これにより、地方公共団体や子育て関連事業者等における生成 A I の適切な利用等を進め、こどもや子育て中の方々の利便性向上と保育施設等・地方公共団体等の事務負担軽減を図り、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2 事業の概要

2-1 事業の概要

(1) 主体

実証事業に参加する主体は、地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。）以下同じ。）とする。なお、複数の地方公共団体による共同応募や地方自治法上の一部事務組合や広域連合による応募も可とする。（詳細は 3-1 (1) 項を参照）

(2) 事業の目的

こども・子育て分野を中心に生成 A I を利用した取組を実証的に行う。その効果や留意点等を整理し、ガイドラインとして公開することで、地方公共団体や子育て関連事業者等における生成 A I の適切な利用等を進める。

(3) 実施内容

採択された地方公共団体（以下「採択団体」という。）は、以下項目に取り組む。

① こども・子育て分野を中心に生成 A I を利用した取組を行う。

② 実施した内容を検証・考察し、報告書として取りまとめる。

※ 本事業では「生成 A I」を主な実証対象とするが、A I 技術は日々進歩しており、また「生成 A I」の該当性の判断が難しい場合もあるため、必ずしも「生成 A I 以外の A I 技術」の実証事業の実施を排除するものではない。

※ 生成 A I の実証環境は、こども家庭庁が契約する「こども・子育て分野における生成 A I 利用等に係る調査研究（令和 6 年度）」を委託する事業者（以下、「検証受託事業者」という。）が用意する。また、検証受託事業者において当該実証環境の説明や採択団体毎の検証ユースケースに

応じた必要な機能を提供する予定である。なお、採択団体が指定する事業者（以下、「協力事業者」という。）が同等の環境を準備する、又は採択団体において同等の既存環境を活用することも可能である。

2-2 応募にあたっての注意点

(1)公募に応募する者は、以下の点に留意すること。

- ・本実証の参加者は、実証事業計画を策定し、本事業にあたること。なお、実証事業計画の策定に当たっては以下の点も参考にされたい。ただし以下に記載の取組以外の内容とすることを妨げるものではない。また、地方公共団体におけるこども・子育て分野以外の分野と連携した取組を妨げるものではない。

– こども政策 DX 推進チーム

(https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo_seisaku_DX/)

– デジタル社会の実現に向けた重点計画

(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>)

(2)採択団体は、以下の点について全て遵守すること。

- ・提出する実証事業計画書の公開を了承すること。
- ・採択団体における業務や情報システムの運用及びこれに伴う通常業務への影響、関係法令等の運用については、当該採択団体が責任を担うこと。
- ・こども家庭庁、関係省庁及び検証受託事業者との連携を密にし、検証に協力すること。
- ・こども家庭庁及びこども家庭庁が指定する者による採択団体への現地調査（実証状況や現場の実態などを正確に把握するために行う調査）を受け入れること。
- ・採択団体の担当職員は会議（オンライン会議含む）で定期的（最低でも1か月に1回以上を想定）に進捗状況等を報告すること。
- ・また上記に限らず、こども家庭庁の求めがあった際には会議に出席すること。
- ・本事業の効果検証に関する協力やデータ提供に協力すること。
- ・採択団体の実証事業計画において、協力事業者が開発を担うシステム等の中間生成物が必要な場合、当該システム等にかかる責任は協力事業者において負うものとし、検証受託事業者は採択団体に対し責任を負わない。
- ・本事業において得られた知見・ノウハウ等は、報告書として公開するため、その権利はこども家庭庁に帰属することを了承すること。ただし、本事業に参加する以前から保有する権利はその限りではない。

2-3 実証期間と採択団体数

実証期間は、検証受託事業者と採択団体等との協定日（令和6年6月頃を想定）から令和7年3月31日とする。

採択団体数は、予算の範囲内で、応募状況を鑑み決定することとする。

3 応募手続等

3-1 応募手続

(1) 応募者

応募者は、地方公共団体とする。なお、複数の地方公共団体による共同応募や、地方自治法上の一部事務組合や広域連合による応募も可とする。その場合は、幹事となる地方公共団体を定めた上で、当該地方公共団体が実証事業計画書を提出すること。

(2) 応募に必要な資料

①実証事業計画書

本実証への参加目的、取り組む課題及び効果、実施体制、検証方法を明確にしてそれぞれの内容を含む実証事業計画書を作成し提出すること。なお、実証事業計画書は、別添の実証事業計画書テンプレートに沿って作成すること。作成にあたっては、「3-3(1) 実証事業の体制」を確認の上、各団体の体制に応じた様式を選択すること。

②補足説明資料

実証事業計画書のほか、応募者において、実証事業に関連した事業を実施している場合には、必要に応じて関連資料等を添付すること。公開資料等、既存資料を適宜活用しても差し支えないが、当該資料のどの要素が実証事業に関連するか明記すること。

【実証事業計画書の必須記載事項】

○応募団体の概要

- ・ 応募団体の名称及び所在地
- ・ 代表者氏名
- ・ 担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・メールアドレス）
- ※ 保育施設等、別途実証に参加する関連団体がある場合は参加団体の概要も記載すること。

○実証事業の概要

- ・ 現状の課題

- ・実証事業ユースケース
- ・実証事業において生成A I 環境に登録したい文書及びデータ
- ・本事業における応募団体の体制及び役割等がわかる全体像
(採択団体内の関係者に加え、本事業の実施にあたり外部の協力事業者が関わる場合は当該協力事業者の名称を含めること。)
- ・本事業に必要な経費の一覧
(3-3に記載する内容を確認すること。また経費は総額だけではなく作業工程ごとに分けて記載するものとし提案内容の一部が採択された際にも切り分けが可能な状態とすること。)
- ・令和6年度の実施スケジュール

○実証事業の詳細 (ユースケースごとに記載)

- ・想定利用者と対象業務
- ・現状課題と想定要因
- ・生成A I 導入による期待効果
- ・モニタリング指標 (K G I) 及び検証方法
- ・モニタリング指標 (K P I) 及び検証方法
- ・想定される生成A I 導入による業務フローの変化
- ・ネットワーク環境

※採択団体が協力事業者を指定し委託することにより独自に実証環境を準備する場合は、以下のとおり追加の情報を求める。

- ・協力事業者の概要
- ・実証事業に係るシステム等の構成図
- ・システムに搭載予定の機能
- ・協力事業者の実施内容
- ・構築工数
- ・構築スケジュール
(実証期間を想定し、採択決定から3か月間未満で実装できることを条件とする。)

(3) 提出期限

令和6年6月14日(金)17時

(4) 提出方法

- ・提出書類(実証事業計画書及び補足説明資料)は、6項に記載する連絡先へ電子メールにより提出すること。
- ・送信メール件名は「【団体の名称(例:〇〇県〇〇市)】実証事業計画書(こども・子育て分野における生成AI利用実証)」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること。

3-2 団体の採択方法

(1) 選定方法

こども家庭庁と検証受託事業者が、(2)に記載しているポイントを踏まえ、書面審査により選定する。

(2) 選定のポイント

選定に当たっては主に以下の項目に基づき、有識者意見も踏まえ、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 実証事業の内容に対する適切性

- ・応募の内容が実証事業の趣旨・目的・内容に合致し、それに応じた結果・効果が見込めるか。

② モデル性

- ・生成AIの効果が期待できる取組か。
- ・他の地方公共団体等へ広く横展開が期待できる取組か。

③ 実証事業の実現性

- ・提案に実証事業の目的を達成する計画が示されているか。
- ・当該団体の事業における戦略・方針等が示され、実証終了後の展開を見据えているか。

④ 遂行能力

- ・本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。
- ・本事業を実施するために事前に関係機関内での調整が済まされているか。
- ・実証事業実施スケジュール、実証事業計画が無理なく組み立てられており、本事業の確実な実施・運営が見込めるか。

⑤ その他

- ・その他特筆すべき提案があるか。
- ・経費及び積算根拠

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された実証事業計画書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等又はヒアリング等を求めることがある。

例えば、他の応募団体による提案とのバランスを考慮する、あるいは本事業の対象として提案内容の一部のみを採択する場合がある。また、当該修正等の可否は、評価に影響する場合がある。

(4) 提案の採択

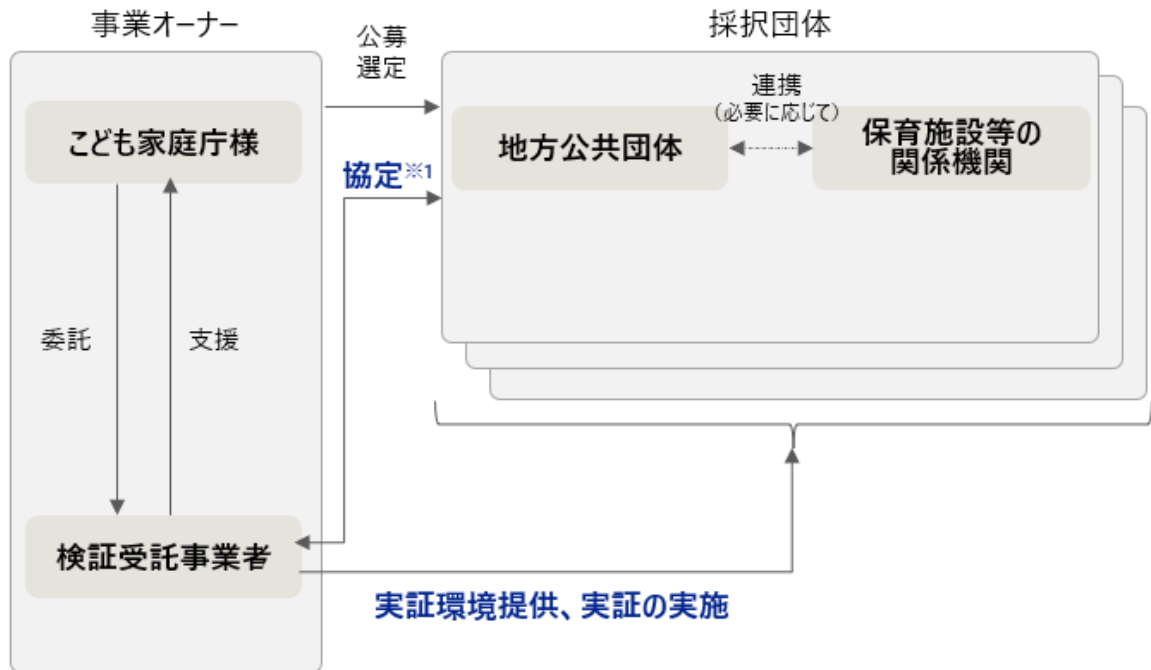
こども家庭庁は、令和6年7月上旬頃を目途に、応募団体に対して、採択結果の通知を行う。採択した実証事業については、必要に応じてこども家庭庁と採択団体との間で調整の上、3-2(3)項の例示と同様に修正等を行うことがある。なお、提案時に提出した実証事業計画に変更が生じた場合、3-2(2)に定める各種項目が選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、申請の上、承認するものとする。

3-3 実証事業の体制と経費の規模等について

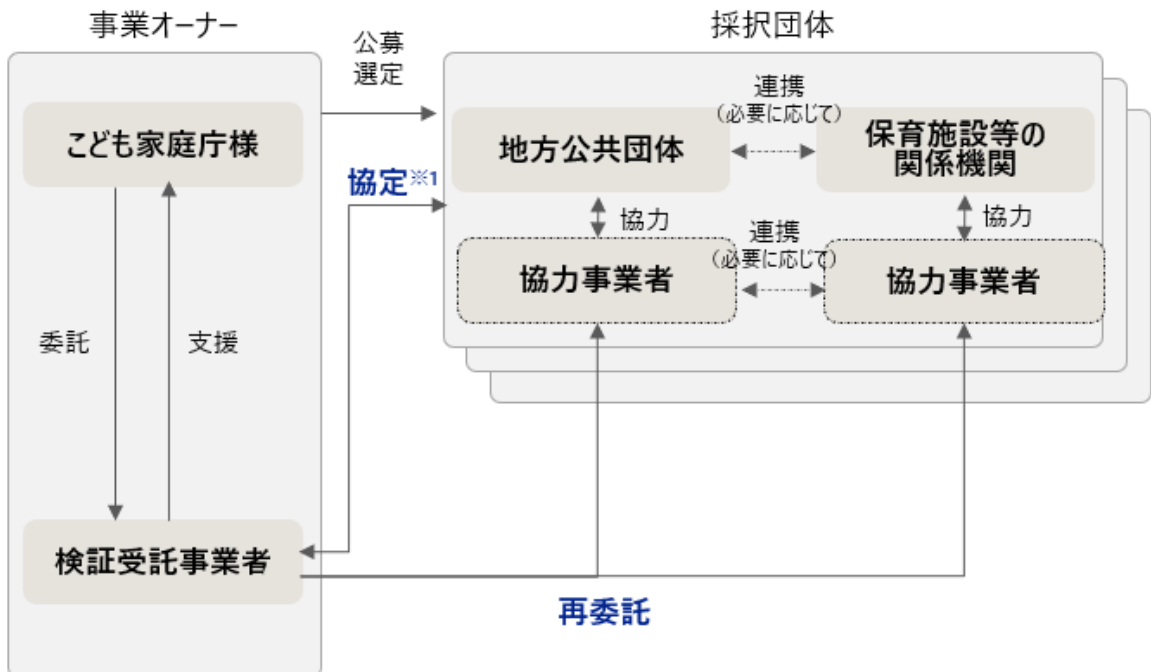
(1) 実証事業の体制

採択団体は、検証受託事業者の下で本事業を行うこととする。また採択団体の実証事業計画書に応じて協力事業者への委託が必要な場合は、協力事業者と検証受託事業者が再委託契約を締結することとする。なお、協力事業者はこども家庭庁から再委託承認を受ける必要がある。実証事業に係る責任分担など、実施に必要な事項は応募時での整理を踏まえ、採択団体・検証受託事業者・協力事業者との間で協議を行い協定書として整理し明確にすることとする。

① 検証事業者から提供される実証環境を用いる場合のスキーム



② 採択団体が実証環境を準備の上用いる場合のスキーム



※1 各団体の責任範囲を明確にするために協定を締結する。

(2) 経費の範囲

検証受託事業者から提供される実証環境を利用する場合において、採択団体が生成A I環境に接続するために必要な接続環境の準備（既存ネットワークの設定変更等）においては経費として認める。

また、採択団体が生成A I環境を構築する場合は生成A I環境の構築および実証期間中の利用料について経費として認める。ただし特段の事情がない場合は、検証受託事業者から提供される実証環境を利用するものとする。

上記以外に生成A Iの実証に取り組むにあたり必要だと認められるものについては経費として認める。なお、不明な点は、6項に示す連絡先に問い合わせること。

(3) 経費の規模

採択団体が生成A I環境を構築する場合の経費の規模においては1団体当たり最大1700万円を想定する。なお、検証事業者から提供される実証環境を利用する場合はこの限りではない。なお、すべての団体において上記の金額を見込むことは想定していないため、見積もりにおいてはよく精査したうえで応募すること。

(4) 対象外経費

- ・採択団体や協力事業者における通常システム等運営経費
- ・本事業の実施に直接必要となる経費以外に発生する経費
- ・実証期間外に発生する経費
- ・同様の事業において、国等から別途、補助金、委託費等により給付決定されている経費（全部、一部は問わない）。また国等からの他の補助金、委託費等の対象となり得る経費は対象外とする。

(5) その他

採択事業に係る実証事業計画書等は、採択団体・検証受託事業者・協力事業者の協定締結までに、採択団体とこども家庭庁が協議の上、内容の修正を行うことがある。

4 本事業の報告について

4-1 中間報告

採択団体は、こども家庭庁の求めに応じて検証受託事業者が行う中間報告の策定に協力しなければならない。当該報告は、定期的な実施状況の報告（2-2項を参照）とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討及び

将来的にこれまで生成A I 活用に取り組んでいない地方公共団体等が利用できる汎用的な仕組みの検討を目的として実施する。なお、報告の時期や様式等の詳細は別途連絡する。

4-2 成果報告書

採択団体は、検証受託事業者がこども家庭庁に提出する成果報告書の策定に協力しなければならない。また、成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・本事業の取組に至った背景、実証事業の概要
- ・実施体制、実施スケジュール
- ・生成A I の構成図
- ・生成A I を用いた業務フロー
- ・生成A I を用いた業務における留意点
(情報の適切な取扱いに向けた留意事項)
- ・実証事業の成果（協力事業者の実施内容を含む）
- ・直面した課題とその対応策・解決方法
- ・他の地方公共団体等が適切に生成A I の利用を進めるために必要と想定される事項

成果報告書の内容を踏まえ、こども家庭庁が終了評価を行う。その際、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、検証受託事業者が作成する成果報告書は、こども家庭庁ホームページ等で公開する予定である。

5 事業スケジュール (予定)

実証事業の実施スケジュールについては、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和6年

- 5月～6月 団体公募
- 7月 検証に向けた環境整備、団体等との協定締結
- 8月～2月 採択団体による実証期間
- 6月～3月 ガイドライン検討委員会の開催
- 11月 中間報告会

令和7年

- 3月 成果報告会

6 公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先

(こども家庭庁 検証受託事業者連絡先)

担当者 中村 (剛)、阿南、中村 (杏)

所在地 東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号 東京ミッドタウン
八重洲 八重洲セントラルタワー

メール jpabcfaidl@abeam.com

電話 080-2068-0563